

第6回議会運営委員会記録

令和3年12月3日

【開催日】 令和3年12月3日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時～午後2時23分

【出席委員】

委員長	大井 淳一郎	副委員長	宮本 政志
委員	伊場 勇	委員	笹木 慶之
委員	森山 喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高松 秀樹	副議長	中村 博行
----	-------	-----	-------

【執行部出席者】

なし

【参考人】

参考人	下瀬 俊夫		
-----	-------	--	--

【事務局出席者】

事務局長	尾山 邦彦	事務局次長	島津 克則
主査兼議事係長	中村 潤之介	庶務調査係長	田中 洋子

【付議事項】

- 1 改選後の議会運営に関する要望書について
- 2 請願第2号 議会が「議員として最低限度の自覚」を持つための取り組みを求める請願の取下げについて
- 3 議事日程案について
- 4 その他

全員協議会の開催日

午後1時 開会

大井淳一郎委員長 それでは、ただいまより第6回議会運営委員会を開会します。お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほどよろしくお願ひします。それでまず付議事項1点目改選後の議会運営に関する要望書についてです。これにつきましては、本日参考人として下瀬俊夫参考人さんの出席を得ておりますが、対面式での審査を望んでおられますので、皆さんにお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは対面式にするため、ここで暫時休憩します。

午後1時1分 休憩

午後1時4分 再開

大井淳一郎委員長 それでは委員会を再開します。本日は参考人として、要望書の提案者であります下瀬俊夫参考人さんの出席を得ております。それでは委員会を代表して参考人の方に一言御挨拶申し上げます。本日はお忙しい中にもかかわらず本委員会に出席していただき、ありがとうございます。委員会を代表して心から厚く御礼を申し上げますとともに、本日は忌たんのない御意見をお述べくださるようお願いいたします。本日の議事について申し上げます。本要望書につきましては、参考人の方から説明していただき、その後質疑に入ります。参考人におかれましては委員長の許可を得てから発言くださいますようお願いいたします。発言の内容は問題の範囲を超えないようお願いいたします。また参考人は委員に対して質疑することができないことになっておりますので御了承願ひします。それでは、要望書の内容につきまして参考人から説明を求めたいと思います。それでは、下瀬俊夫参考人さんよろしくお願ひします。

下瀬俊夫参考人 今日は、参考人招致、ありがとうございました。こういう場は久しぶりなんで少し緊張しておりますが、よろしくお願ひします。委員長にちょっとお願ひがあるんですが、全体的にちょっと長いんで、で

できれば1項目ごとに説明させていただいて質疑を受けたらどうかと。全体でやると、多分相当長くなると思います。

大井淳一郎委員長 委員の皆さんよろしいですか、1個1個区切ってということ。(「はい」と呼ぶ者あり)それでは、よろしいです。

下瀬俊夫参考人 4項目ありますので、1項目ずつやらせていただきます。最初の、議会モニター等の広聴活動についてです。私は4年前に議員を引退して以降、できるだけいろんな経験とか知識を議会改革のために役立てたいという気持ちがあったので、ずっと議会モニターをやらせていただいてきました。毎年、何回か意見書を出すということもやってきたわけです。ところが、昨年については、団体推薦を中心とするというふうな、いわゆる方針の変更がされました。もともと議会モニターというのは、市民とともに歩む議会というね、これを中心にした一つの方策として始められたと。そうすると、こういう制度の変更、改革については、やはりまずこのモニター自身ときちんと協議をした上で決められるのが筋じゃないかなと思っていただけたわけです。そういう具体的な提案、あるいは協議は何もなくて、結局、委員会からは、多様な意見を聞くためということしか示されなかったというのが今回の経過でした。昨年6月に、議会モニター終了に当たっての広聴特別委員会と意見交換会が開かれたんですね。実はそのときに、1年間どんな活動してきたのかという資料が何にも提供されなかったし提出されなかった。僕はそのときに、「実績としてどの程度の意見書が出されたのか」、「議会傍聴等のそういう数値的なものはきちんと掌握してるんか」と聞いたんです。そうしたら、委員会からは、誰も返答がなかったんです。議会改革というのは、やはり物事をやった後、きちんと総括をして、そして前進するもんだと思っていたんですね。それがきちんとやられていないというのはどういうことなんだろうかということです。結果的に、団体推薦の皆さんからはほとんど出ていないんじゃないかとね、そういうきちんとした総括を踏まえて、今期、まだ広聴特別委員会はできていませんが、議会モニター制

度の在り方はどうされるんだろうかという方向性について、市民参画の制度として、より良いものにするという方向性について、これは議会運営委員会で検討する話じゃないんで、要望として、聞いておいていただきたいという話です。広聴活動について、僕は議会モニターだけのことを中心で言いましたが、本来、議会改革というのは市民の意見を率直に聞いて議会審査に生かしていくというのが基本だろうと。そのためには、当然、提案された議案について、市民の意見を聞く機会だって、当然、議会基本条例の中にうたっているわけですね、参考人も含めて。そういうことがほとんど活用されていなかった。特に、昨年1年間、4年間見てもほとんど活用されていない。これは、やっぱりゆゆしき事態だと。市民と歩むというのであれば、やっぱり市民の意見を率直に反映して、議会審査が進んでいくような制度的な保障をきちんとやるべきじゃないかなというふうに考えています。これは今言ったように、議会モニターは広聴特別委員会の範ちゅうですが、広聴活動そのものをどういうふうに進めるかというのは、議会基本条例を具体化する、ある意味ではこの議会運営委員会の話でもありますので、是非これは今後検討していただきたいというふうに思います。これが第1点です。これについて何かありますか。

大井淳一郎委員長 今、下瀬参考人から、市民からの広聴活動ということで、確かに議会モニター制度自体については広聴特別委員会で具体的に検討されるんですが、ここでもし不明な点とかがあれば、今後の参考意見にして広聴特別委員会で検討していただくものなので、質疑していただきたいです。今、参考人が、6月の意見交換会の中で、モニターから提出された意見や議会傍聴等の資料が何も配布されず、変更された議会モニター制度に関して広聴特別委員会の総括的な見解も何も明らかにされていないと述べられましたが、まずこれを事務局に事実確認をしたいと思います。

島津議会事務局次長 モニター制度について、議論は行っておりましたが、そ

れが総括的なものかというのは、すいません私も委員会に出ておりませんでしたので、ちょっと不明です。

大井淳一郎委員長 下瀬さん、総括的な見解が示されてないとおっしゃられましたが、今、御存じのように広聴特別委員会の中では、全てではありませんが申し送り事項ということで、一応、広聴特別委員会の中で取りまとめをして、解決できるものは解決、解決できないものは次の広聴特別委員会という申し送りがされているという事実は御承知だと思うんですが、それは十分ではないという御見解でしょうか。

下瀬俊夫参考人 いや、だからね、例えば僕らは1年ごとの任期になっていますんで、昨年1年間、制度が変更されて団体推薦が中心になったと。ところが、公募の方がたくさんおられて、もう手を挙げた人は全員入れようというんで、大変大層な数になったわけですよ。問題は、1年間やった活動の結果として、何件意見書が出たのか。それから、何件の人が議会傍聴、あるいはインターネット等で傍聴したのか。そういう資料が実は何もなかったんです。これはいかがなものかなと思うんです。最低限それは必要じゃないかなと思っています。

大井淳一郎委員長 それは今後の広聴特別委員会の中で今の御意見を踏まえて対応していただくものだと思います。では、委員から下瀬さんに何かこの件に関してお伺いしたいことあれば、質疑していただければと思いますが、いかがでしょうか。

宮本政志副委員長 本日はありがとうございます。先ほど、下瀬さんから、モニターの公募中心の募集のことがあり、団体推薦になりましたと。そのときに先ほど、モニターと協議をされることもなくというふうにおっしゃったと思うんですね。ということは、そういったモニターの募集の方法といったことは、きちんとそのときのモニターさんたちとも情報交換して、協議をするべきではないかというふうにおっしゃったんですか。

下瀬俊夫参考人 皆さん御存じのように、委員会構成は2年おきなんですね。

モニターは1年おきだったんですね。そうすると、この3年目になって、いわゆる3年、4年の任期の間に新しい広聴特別委員会ができたということですよ。僕も当然、その間はずっとモニターをやっていたから。ところが、いわゆる3年目の委員会が、4年目に新しくこの団体推薦に制度を変えるんだという提案は、僕らには何もありませんでした。それはおかしいじゃないかと。ということは、団体推薦中心にしたということは、公募型のモニター制度を否定したと受け取ったんですよ。僕らは何でそんな否定されることをやったんだろうかと。いわゆる公募型のモニター制度じゃなしに、団体推薦を中心にしたという制度の変更そのものが、公募型の僕らを否定されたというふうを受け取った。これはもう当たり前だろうと思うんですよ。だから、何かミスがあってそうなったのか、単なる思い付きでそうなったのか、全く分からない。それが僕らの最大の疑問でした。だから、意見交換会の中では、多分何人かの公募型の委員から、団体推薦に対する批判が出たと思いますよ。

大井淳一郎委員長 今、団体推薦中心と言われましたが、私の認識では公募が10人だったのを、公募を5人にして団体を5人にするという併用だったと思います。下瀬さんの見解だと、公募10人を5人に減らしたことに、少し問題があるんじゃないかということを言われているのかもしれませんが、下瀬さんは、団体推薦はよくないというお考えなんですか。そこをお伺いします。

下瀬俊夫参考人 だから、今言ったように、結果がどうだったんかということを見なさいいけないよね。多分、ほとんど団体推薦というのは充て職が中心なんですよ。充て職が中心だと、これは行政審議会でもそうなんだけど、ほとんど機能しません、はっきり言って。だから、団体推薦から出られた方が何件意見書を出されたのか、あるいはどの程度傍聴されたのか、全く分からない。だけど、僕ら公募型で何人かの人たち

が打合せをすると、自分が出したとか、何件か出ているという話は聞いたわけです。ちょっとそこら辺で、在り方として、やっぱり公募型というのは、自分で手挙げて積極的に役に立ちたいと思っている方ですから。さっき5人对5人と言われましたが、団体推薦はもっと多かったんじゃないかな。

大井淳一郎委員長 間違いだったらごめんなさい、訂正していただければいいです。もうちょっと団体の候補は幾つかあったと思うんですけど、最終的に声掛けして調整した結果、5団体ということで、それで……（発言する者あり）ごめんなさい、ちょっと次長分かりますか、経緯が。

島津議会事務局次長 団体は6人、公募が4人程度で募集を掛けたと思います。

大井淳一郎委員長 すいません、5対5ではなくて4対6ということですね。ですから、団体6人ということですね。すいません、数字が違っておりました。下瀬さんのおっしゃるのは、団体推薦の良い悪いを検討する前提として、団体推薦のモニターがちゃんと機能していたかどうかということを検証してほしいということですね。数字を出してということですね。それはまた今後の広聴特別委員会の中で、募集を決めるときにどうするかという材料にしていいただければと思います。いいですか、ほかの委員の方。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、この1点目については以上とします。

下瀬俊夫参考人 皆さんから意見がないんで、一言。先ほど言ったように、実は、これまでずっと議会報告会というのをやられてきました。これは議会の広聴活動としてやられてきたという面があります。実はそれに参加した市民からの一定の批判というか不満といいますか、それは何かと言ったら、決まったことを報告して何の意味があるのかという一定の意見があったと思うんです。例えば議案が提案されて、その進行中に、本来であれば市民の意見を聞いた上で討論、採決に行く、あるいは議論をす

るという仕組みがもっと要るのではないかと僕は思います。例えば、これはよその議会ですが、傍聴している市民に発言権を与えるという制度を導入しているところもあります。こういう市民参加型の審査の在り方というのは、やっぱり僕はもっと検討してもいいんじゃないかなというふうに考えています。市民に報告する、これは確かに、山口県下でも山陽小野田市議会はかなり進んでいます。だけど、それ以上にもう一步踏み込んで、やっぱり議会審査に市民の意見も組み入れるという仕組みがもっと要るのではないかなということを申し上げたいと思います。

大井淳一郎委員長 あくまでも、市民から広聴活動というくくりで議会報告会について言われたということで認識します。それでは2番目の議会運営ルールの例規体系の見直しについて。下瀬さん、お願いします。

下瀬俊夫参考人 これはもう皆さん御存じのように、市議会の中には、当然地方自治法のほかに会議規則、委員会条例、それから、それ以外に申し合わせ事項というのがあります。皆様、お手元に多分持っておられると思います。この申し合わせ事項というのは、本来であれば一種の紳士協定なんですね。これが何年前に作られたか分からないわけですが、例えば今回の改選後の議員が、これが現にあるものとして受け入れられたという面が多分あると思います。例えば改選後、一定の議員が、懇談会ですか、それが最初に開かれる全員協議会の運営方法を協議するという事になっています。僕は、実は今から12年前、最初に市会議員に当選した後にかかれた全員協議会で、まずそういう進め方について異議を申し立てました。なぜかといったら、僕はこの申し合せ事項に一切関わっていないし、賛成もしていない。だから私は一切これには拘束されないということを言って、異論を出しました。それを一切受け入れられないという話だったので、僕は即座にその場を退席しました。何年か前に作られたこの申し合わせ事項について、今回でも、改選後の議員がまず全員がこれを認めたかどうかと。現在、現在改選されて通ってこられた議員全員が、まずこの申し合わせ事項について同意する必要があるんじゃない

ないか。でないと、これは決まったもんだということになっているわけですが、その中から、「いや、僕は関係ありません。拘束されません」と言い出したら、全く関係なくなるんです。申し合わせ事項というのはそういうもんなんです。だから、今言ったように一種の紳士協定ですから、確かに項目は何十項目かあるんだけど、それを、やはり、できれば改選後もきちんと皆さんの同意を取る必要があるんじゃないか。これが一つです。もう一つは、これは前期にあったことなんです、この申し合わせ事項を読んでいただくと分かるんですが、請願や陳情に関しては、まず定例議会の前の議会運営委員会に掛かることが前提条件になっているんです。でないと、会議で議題とならない。こういう申し合わせ事項になっています。ところが、前期、先例があるということを理由にして、この会期中に出された陳情が議題になりました。こういう事件が起こったんです。これは、そのときの議会運営委員会の皆さんが、どういう先例があったのかということ、もう一つは、なぜこの会期中に議題にしなきゃいけないのかということについて、誰からもほとんど質疑が生まれませんでした。申し合わせ事項というのは、先例を根拠になくなってしまうと。結局、申し合わせ事項というのは、もうなくなってしまいうんです。だから今言ったように、定例会に乗せようと思うと、定例会の前に開かれる議会運営委員会までに出さなきゃいけないという項目が、もう既に破られてしまったんです。前期で破られているので、もうこれはないに等しいんですよ。山陽小野田市議会にあるかどうか分かりませんが、よその議会では先例集というのがあります。この申し合わせ事項と先例集というのがあるって、先例というのを物すごく大事にするんですね。だから、一度そういうことが起こると、それは先例になってしまいうんです。だから、申し合わせ事項が、先例があるということを理由にして、いわゆる無視される、条項を無視されると、それは、もう先例として定着するんです。こういうものなんだということをまず理解していただきたいと思います。議会改革を進める中で、実は今、会議規則と委員会条例というのはどちらが上かというのが、よく議論になります。形式的には、会議規則のほうが上で、いわゆる上下関係があるというふうに言われて

いるんです。それをやめようと。市民が直接請求で変更できるような内容が必要じゃないかということから、議会条例と議会要綱というきちんとした体系を立て、これをホームページに公開しよう、一般市民に分かるような仕組みを作ろうという議会が出始めました。だから今言ったように、この申し合わせ事項というのは多分、山陽小野田市議会のホームページに載っていないと思います。こういう市民にはよく見えないような事態がいまだにあって、やはり、公開という面で非常に大事な問題なんで、そういう体系立ったものを僕はやっぱきちんと作る必要があるんじゃないかと。それが今言ったように、議会条例と議会要綱というものとして、やっぱりきちんとそろえる必要があるんじゃないかと。議会要綱というのはあくまで内部規定ですから、議長の権限によって変更ができるという面があります。いずれにしても、明文化するということが大事じゃないかなというふうに考えています。これが今の第2項の、会議規程と会議条例。この問題をきちんと、今後の議会改革の一つの指針として考えていただきたいということを申し上げました。

大井淳一郎委員長 今2点目が終わりました。12年前のことなんですけども、私の認識では、申し合わせ事項のことも言われたかもしれませんが、当時全協が非公開で、地方自治法では協議の場になっていないじゃないかということ言われていました。議会運営委員会にいらっしゃったので、最終的には協議の場にして、今、御存じのように公開となっております。そこに引っ掛かっていたと思うんですが、申し合わせ事項についても述べられていたんですよね。（発言する者あり）なるほどね。改選して当選された議員に対して、申し合わせ事項の同意を得るかということについては、申し訳ないですが今回の中にはありませんので、それは別の回の議運で確認したいと思います。それで、申し合わせ事項の位置づけなんですけれども、先例があったということなんですけど、この先例とは何を意味するのか。ちょっと私も当時の議会運営委員会にはいなかったもので、分かりますか。まずそこを確認してから、委員の質疑を受けたいと思います。

中村議会事務局主査兼議事係長 幾つかあったように思いますが、一番思い当たるのは、新型コロナに関する要望が、その最たる例かなと。前後は、ほかにもあったかと思えます。今下瀬参考人がおっしゃっているより前で思い付くのは、コロナの関係かなと思えます。

大井淳一郎委員長 皆さんから質疑を受けたいと思えます。下瀬さんも御存じのとおり、要望書の中では、その受付については議会運営委員会の前日まで受理したものとなっておりますが、たしか、いろいろ問題提起があって、急施を要するものについては柔軟にやろうということでした。今、申し合わせ事項115を見ると随時となっております。ですから、むしろ要望を出された方の意見に対して柔軟に対応するという迅速な対応をしたということ、そのような陳情の中には、下瀬さんも絡んでいた陳情もあったと思うので、それはむしろいい傾向と思えますが、どうなんですか。そういうふうに今思ったんですが、これに対して。

下瀬俊夫参考人 だから、さっき言った、会期中に受け付けた陳情が議題になったときに、議会運営委員会の中でこれを議題にするときに、その陳情議題が急施を要するかどうかという議論が全くなかった。これはやっぱりまずいと思うんです。僕の持っている申し合わせ事項には、いまだにそれが載っています。いわゆる、定例会前の議会運営委員会までに提案されることがという前提がある。僕のやつは多分、1年前のモニターになったときにもらったと思うんです。その後、変わったんですか。

大井淳一郎委員長 いつか、だからちょっと教えてください。

中村議会事務局主査兼議事係長 大井委員長がさっきおっしゃったのは申し合わせ事項115のことで、受付は随時です。その次の申し合わせ事項116が下瀬参考人のおっしゃっている部分で、一応読み上げます。「請願及び陳情等は、原則として定例会に関する議運開催日の前日までに受

理したものを当該定例会において処理する。」。この文言は変わっていません。

大井淳一郎委員長 そうか、ごめんなさい。どうぞ。

下瀬俊夫参考人 いや、そうなんですよ。だから陳情、請願というのは、受付は随時なんですよ、これは当然なんです。けれど、定例会なりの議題に乗せるかどうかというのは、定例会前の議会運営委員会に乗せないで議題にならないんです。これが申し合わせ事項なんです。ところが、これがあるのに会議中に受け付けた陳情が議題になったんです。それが、もう先例としての申合せがなくなったもんだ、この条項はなくなったもんだということになるんですよ、一遍破られると。申合せはそんなもんだと。だから、そのときに、その先例があると言われて、それが議題になったわけだけど、どういう先例があったのかとか、急施を要するのかとか、そういう議論が全くなくて議題になったと。これは、僕はどう考えても、ちょっとやっばりまずいんじゃないかと。だから、きちんとかういうのは規程として、単なる申し合わせ事項じゃなしに規程にすべきではないかというのが今回の提案です。

大井淳一郎委員長 先ほど、申し合わせ事項115がちょっと項ずれしているんで、ちょっとそこ気付かなくて、その点はおわびをいたしたいと思います。これは原則として処理するというので、原則はもちろんその前日までだけど、急施を要するものについてはそうではない、例外と言うとちょっとまた語弊がありますが、多分そういう処理をされたのではないかなという認識なんです。ただ、そこに至る議論が十分あったかどうかというのは、また評価が分かれることだと思います。いかがですかね。

下瀬俊夫参考人 あのね、申合せなんて変更は簡単なんです。全議員が同意すりゃええんだから。僕は、やっばりまず申し合わせ事項の変更をした

上でやるべきだと。申し合わせ事項の中には、今言ったように急施を要するうんぬんというのは、何にも書いてないんです。はい、何も書いていません。だから、簡単な手続で変更できるんだったら、まず申し合わせ事項を変更した上でやりゃいいんじゃないかというふうに思うんですよ。やっぱりそれを無視されると、先例としてあれはもうなくなったもんだ、こうなっちゃうんです。だから、あれがいまだに条文として生きているというのは、これはおかしいという話なんです。

大井淳一郎委員長 今では申し合わせ事項116になっておりますが、今言われたこと等を受けて、どう対応していくかを議会運営委員会で考えていきたいと思えます。ほか、委員の皆さん、よろしいですか。特にない。「はい」と呼ぶ者あり)後段については大津市議会の取組というのは私も若干知っております。今は事務局長ですが、当時議会事務局次長の清水さんだったかな、その方が、造詣が深いのも知っていますので、その方の意見も、もし聞く機会があれば参考にして、この例規体系の見直しについては検討することになると思えます。それでは、3番、秘密会、ごめんなさい。はい、どうぞ。

下瀬俊夫参考人 これも前期に起こった話です。御存じのように、地方卸売市場の問題に関して、担当委員会である産業建設常任委員会で、秘密会が決議をされました。これは参考人招致をするということで決議がされたわけですが、当然当初、参考人招致の議論は、会議録等は一般に公開されないという措置が取られたんですね。ところが、ある時期、この秘密会の解除が決定をされて、一部の委員の発言等、委員会の会議録が公開とされた時期がありました。ところが、これがいつの間にかまた非公開となっています。これは何でかなと思っていたら、一部の参考人が会議の公開に反対をしたからだといううわさが、僕らのところに伝わってきました。市場問題に関わって、当然参考人というのは、市場関係者が呼ばれたわけですね。実はその前に、ちょうど僕らがいた時代の話なんです。市が広島の会計事務所に会計の分析を頼んだということが起こり

ました。これは予算を措置したんですね。もうその時点で、この会計に関わった業者は、一種の不信感に遭っているわけですよ。行政が別の業者に頼んだわけですから。その時点で、もう信頼が置けないという意思表示のような気がしたんですが、いずれにしても、広島会計事務所にあえて分析を頼むような事態になってしまった。そういうのが背景にありました。そういう中で、問題点を解明するということで、参考人が招致されたわけですね。ところが、その広島会計事務所は来ませんでした。いわゆる参考人として断ってきたわけですね。市内におられる何人かの方が、参考人招致されて秘密会で証言されるという事態になりました。その会議録が一部公開されたのに、それがいつの間にか非公開になってしまったという事例が生まれたと。僕は、いわゆる秘密会で審査をされたというのは、問題点の解明のためにやられたと思っています。でないと、秘密会の意味が全くありませんから。ところが、それ以降、どれだけ問題点が解明されたのかという点で、市民の側から見れば全く分からない事態になっています。いつの間にか、市場が閉鎖されるという事態になってしまうと。結果的に、市民から見れば、何が一体解明されたのか、問題点は何だったのか、実はさっぱり分からない。そういう中で、ここに書いてあるのは、実は本来であれば委員会で、その3分の2の特別決議があれば、秘密会が解除できるわけで、そういう手続の問題も含めて、どういう場合に秘密会を解除するのかとか、そういう細かい規定なり申合せなりが、実は何もないんです、うちには。不十分な問題が実は背景にあるというふうに思っていますので、そこら辺の手続を含めて、秘密会の解除についてきちんと、やはり議会として一定の決まりなり方向性を持つべきだというふうに考えています。当然、どういう場合に解除できるのかということも含めて、議会として一定の指針を持つべきだというふうに考えていますので、この項目はあえてここに書きました。

大井淳一郎委員長 今述べられましたが、ちょっと事務局に確認します。秘密会の解除の根拠をもう一度確認したいと思います。今、下瀬さんが言わ

れた秘密会の解除です。秘密会の決定は分かるんですが。

中村議会事務局主査兼議事係長 秘密事項じゃなくなったときとしか、お答えがなかなかちょっと難しいのではないかなと。それをどういうふうにしていくかを考えてくださいという話だったのかと思います。すみません、解釈が間違っていたら申し訳ありません。

大井淳一郎委員長 今下瀬さんが言ったのは、解除の決定の手続の話をされたんですかね。ごめんなさい、ちょっと確認です。

下瀬俊夫参考人 当然会議規則では、地方自治法でもそうですが、決定した委員会が、3分の2の多数決議、絶対的な多数の決議があれば、特別決議があれば解除できるんです。

大井淳一郎委員長 ちょっと、解除についての手続ができるかというのは……

下瀬俊夫参考人 だから、解除は別に難しくないんです。そういうことをきちんとやれば解除できるんです。ただ、今言われたように、秘密事項がなくなったのが前提なんです。秘密事項がなくなったというのは、何を根拠にするのかというのが何もありません。だから、じゃあ何で今回一時的でも会議録は公開されたのかと。それは当然、委員会で決定されたからだと思いますよ。でないと公開されないわけだから。それがなぜいつの間にか非公開になったのかと。この経過がよく分からないんです。いまだにそれが分かりません。いまだに非公開です。議長の指示という話もあったんですね。議長の指示で再び非公開になったという話があるんですが、あのね、議長権限よりも委員会の決定事項のほうが強いんです。委員会で3分の2以上の特別決議をしたら、それが優先されるわけですよ。それを覆すような権限は議長にありません。だから何で再び秘密会になったのかというのが、僕らにはさっぱり分からないというのが今の事態です。これは継続しています。

大井淳一郎委員長　まず確認したいのが、秘密会の解除をしたかどうかなんですよね。秘密会の解除をしたのか、それとも解除しないまま会議録の一部公開、もちろんそれは相手方の同意ですよね、参考人の同意を得て、その部分だけ公開したのか。参考人の中には、公開を望まない人もいるでしょうけど、その事実関係がちょっと分からないんですよ。秘密会の解除の決定したかどうかということが。ちょっとそこは分かりますか。

島津議会事務局次長　要望書の中には、ある時期秘密会の解除が決定され、というふうに記されておりますが、事務局ではもともと委員会記録は基本条例の関係で公開だと考えておりました。ただし、秘密会となっておりますので、秘密の事項を特定し、それについては公開できないということで、産業建設常任委員会で秘密の事項を特定し、黒塗りにした上で公開しておりました。こちらにも書かれておりますが、あのとき秘密会は3人の参考人を呼んで行われました。ある日、1人の参考人招致した委員会で、秘密の特定ができないというようなことがございました。秘密会の議事については、これを公表しないと会議規則に規定されております。議会基本条例では、委員会記録は公開で、一方会議規則では、秘密会の議事は、公表しないとされております。一方情報公開条例との関係で見たときに、情報公開条例では、法令、条例等に非公開の規定があるものについては、これは公開しないとあります。事務局としても、いろんな方に相談する中で、そのときに言われたのが、会議規則は規則ですが、地方自治法の委任によって規定されておる規則でありますから、そもそも秘密会の議事の記録は、これは公表しないものであるということでしたので、黒塗りでなくても、これは公開しないものであるということから、非公開としたということです。

大井淳一郎委員長　ですから、会議規則と基本条例の整合がちょっと取れていないのかな。公表しないということと基本条例は原則公開とするとなっている。その話かな。ちょっと会議規則の見直しかもしれない。

下瀬俊夫参考人 今言ったように、特別決議をすれば、秘密会は解除できるという規定があるよね。ちょっとそれを併せて言わないと。

島津議会事務局次長 秘密会を開催する場合は3分の2の特別多数議決が必要となります。解除する場合、3分の2かどうかというのは、確認は取れてないんですけども、当然、解除するということは、当初黒塗りにしていた部分、秘密の事項でなくなるということですから、解除されれば当然、これは公開されるべきものというふうには考えます。

大井淳一郎委員長 ちょっと暫時休憩しましょう。

午後1時48分 休憩

午後1時58分 再開

大井淳一郎委員長 それでは委員会を再開します。今、秘密会の解除についての根拠、私もちょっと分からないところがありますので、もしそういうのがあれば、あるのかないのかも含めて事務局に聞きたいと思います。

中村議会事務局主査兼議事係長 まず、委員会における秘密会を、これはできる規定ですけれども、委員会条例の第20条になります。もし便覧をお持ちでしたら66ページになります。読み上げます。「委員会は、その議決で秘密会とすることができる。」。第2項は、どういう諮り方をするかだけです。この議決の数ですが、委員会ですので、一般的にはこれは過半数と言われております。秘密会を解除する場合の議決ですけど、会議規則、条例上、委員会についてはないですが、委員会ですので解除も恐らく同様で過半数になるのではないかと思います。ちょっと今そこまでは探しきれっていません。もう一つ、その解除の条件というか中身というんですかね、そこも、こういった場合に解除ができるという詳しい

例はないんですけども、そこは委員会で、例えば秘密会にした場合には、この件がもう秘密じゃなくなったという事項を、委員会できちんと特定しないとイケないのではないかなと思います。ちょっと一般的な例が見当たりません。記載してあるのは、秘密事項がなくなったとき、としかないです。

大井淳一郎委員長 今事務局からありましたように委員会条例上は秘密会の解除ということは明記されておられません、恐らく、秘密会の解除はしていないけれど、秘密事項を特定して会議録を一部公開したという手続をされたかと思います。これに対して、その辺の手続とか要件とかルールとかが曖昧ではないかというのが下瀬さんの本当の意図だと思います。それで会議規則と基本条例との整合性ということも、議運の中で研究していきたいと思いますが、最後に下瀬さんからこの件について、おっしゃることがあれば、どうぞ。

下瀬俊夫参考人 秘密会となった場合に、当然、担当委員会の委員、当然全議員がそうなんですが、この問題には一切触れることができない、議論もできないという事態になるわけですね。僕は、せっかくいろんな問題点の解明のために秘密会の措置が取られたのに、結果的によく分からないまま推移したというふうに考えています。そういう点でいえば、解除の手続も含めて、会議規則や委員会条例等の、これは議会基本条例も含めてですが、やはり、一定のきちんとしたルール化、整合性が要るのではないかなというふうに考えております。

大井淳一郎委員長 分かりました。委員からありますか。よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)それでは、3については以上とします。それでは、4について、どうぞ。

下瀬俊夫参考人 今回僕が要望を出したのは、ほとんど前期に起こった出来事を中心にまとめました。実は、今、山陽小野田市議会で起こっている事

態は、僕は、ゆゆしき事態だというふうに考えています。改選後も陳情が出されて、いわゆる前期の議員の発言を問題する陳情が出されたということがありました。こういう議員の議会内の発言について、外部から様々な干渉が起こって本当にいいんだろうかというのが率直な疑問なんです。僕は、国会であれ地方議会であれ、外部からの干渉を受けないというのが議会活動の自由につながっていくんだというふうに考えているんです。国会議員の場合は、どんな発言をしても罪に問われないという免責特権があります。きちんとした明文化はないんだけど、国会議員であれ地方議員であれ、基本的には同じだというふうに僕は考えています。政治の場に、反対勢力というのは、当然賛成、反対があるわけだから、様々な物事には必ず反対勢力もおりますけど、もし反対意見を持つ人が、「議員の発言はけしからんから処分せい」と言い出したら、もう委縮して、議会の議員は自由な発言ができなくなっちゃう。これは発言だけじゃないわけです。討論、表決、投票行動に至ることも、一切外部からの干渉を受けないというのが僕は大原則だろうというふうに考えています。ところが残念ながら、前期に様々な陳情が連発されました。これは、多分全国的にもこういう例はあんまりないんじゃないかなと。議員の発言がどうのこうのという一般市民からの陳情について、こういう事態になっちゃうと、それは、もう議員が恐れて物を言わなくなっていく。こういう変な現象等を産んでしまうんじゃないかなというふうに考えています。地方議員の場合は、国会議員と違って、もし発言に問題があれば、当然、会議規則の中で懲罰動議が出せるわけですよ。それも会議規則の中では、発言をして3日以内という一定の基準条件があります。もしこれがなかったら、それは、結局、やっぱり議会の自律権の問題だと。だから、議会議員自身が自らを律するという立場できちんと対応していけば、そういう議会内の発言不規則発言についてはきちんと対応できるもんだというふうに考えています。結局、一般市民によって、そういう陳情が連発される事態というのは、僕は、本来であればそれはもうあってはならないことだというふうに考えています。今回、それも3年前、4年前の議員の発言が、前期の最終盤に、政治倫理条例違反だというこ

とで、政治倫理審査会の設置が決定されて、政治倫理条例が適用されて、議員の処分が決まりました。この4番目は1と2を一緒になって言っているんですが、まず一つは、議会の自律権、自律的に処理するという能力、力の問題を是非大事にさせていただきたいと。外部からの干渉を受けなくて、議員自身が自らを律するという仕組みをきちんとしないと、僕は議会が駄目になっちゃうと思います。それは今言ったように、発言だけでなしに、討論、表決、投票に至る、こういう誰からも干渉を受けんで議員自身が自ら決めるという行為が非常に大事なんだと。これがなくなっちゃうと、議会がやっぱり半ば死んでしまう。そういう事態になるんじゃないかということ非常に懸念しています。それから2点目の、政治倫理条例の解釈が完全に違っている。前期の議員は違っていたというふうに考えています。政治倫理とうたっている以上、政治倫理とは何か。これね、議員の職権を利用した犯罪行為のことなんです。不正と犯罪行為のことなんです。政治倫理というのは、辞書を引いてください、全部そう出ています。一般のモラルを問題にしているんじゃないんですよ、これ。是非皆さんに理解してほしいのは、議会内の議員の発言は、地方自治法と会議規則できちんと律しているんです。ところが、議会外の議員の活動、例えば犯罪を起こしても、その議員を辞めさせることはできんのです。処分できんのですよ。泥棒しようが、覚醒剤を使おうが、処分できんのです。そういう規定になっているんです。だから政治倫理条例を作ったんです。いわゆる議会外のこと議員が問題を起こさんようにしようというのが、この政治倫理条例の規定なんです。その1項目にやね、品位がどうのこうのと書いてある。全市民の代表として品位を持って。これは、自らをそういう格好で律しなさいということであって、別にこれを適用して処分しなさいという話じゃないんですよ。非行しちゃいけませんよ、犯罪しちゃいけませんよという、後段につながっているんです。後段が中心なんです。だから、議会外のことについて、議員を処分できるのは、公職選挙法だけです、ある意味ではね。それ以外にないんです。だからこういう制限列記をして、この項目に該当することはやっちゃ駄目ですよと。例えば、特定の人に寄附しちゃいけま

せん、あるいは寄附をもらっちゃいけません、企業から寄附をもらっちゃいけませんと、こういう規定になっているんです。これは、地方自治法とか会議規則とか委員会条例には載っていないこと。だから、議会外で議員の職権を利用した活動について、一定の規制をしようという趣旨で作られたのが政治倫理条例なんです。これを、3年前、4年前に遡って議員の議会内の発言に適用しようじゃなんじゃ、もってのほかですよ、これ。こんなことをしよったらいかん。これを結局、前回やっちゃったんで、政治倫理条例が議会内の発言に適用できるということを。先例を作っちゃったんですよ。これ、どうなると思いますか。政治の世界で、当然、主張に反対したり賛成したりという分かれる場合があるわけですよ。そうすると、あいつの発言はけしからんとか言って、100人を組織して、政治倫理審査会を設置要求したら、設置できるんです。市民にそういう道を開くことになるんですよ。こんなことしちゃ駄目ですよ、議会が。今言ったように、議会内の発言は、きちんと会議規則の中でうたっていて、懲罰動議を出せるようになっているわけです。それも3日以内ですよ。それを3年も4年も遡って適用できるような条例にしちゃったんです。やはり、これは重大な拡大解釈だと思っています。それはなぜかと言ったら、この政治倫理条例の中には、議会の外とか内とか何も書いていないじゃないか、だから適用できるんだという言い分なんです。だけど、政治倫理というこの項目だけ見ても、全くそれが論外なんですよね。そういうそもそも論について、誰からも異論が出なかった。僕はこれが非常に残念だというふうに考えています。多分、山陽小野田市議会にはアドバイザーがいるわけですが、そういうアドバイザーの意見を踏まえて、あるいは他市の状況を見て、政治倫理条例で議会内の発言、議員の発言が処分できるんだみたいなことになるような事態を相談したら、もう本当に世界の物笑いになっちゃう。そういう条例ではないんだということを、きちんと理解してほしいし、もうやっちゃったから、直ちにやっぱり条例改正、いわゆる議会外の活動についてという内容に変更すべきだというふうに考えています。以上です。

大井淳一郎委員長 今、参考人から意見がありました。皆さんから確認したいこととか聞きたいことはありますか。私も完全には理解していませんが、政治倫理基準について県内ではほとんどフルセット型ですね。下瀬さんが言われるのは、政治倫理基準が本来であれば、本市議会の倫理条例では第4号から第6号に当たる、どちらかという不正行為に限定すべきものだけでも、ほとんどがフルセット型で第1号、第2号、第3号も入っております。光市は不正行為に関するものに限定していますが、今、これを見直してフルセット形にしようとしております。ただ、今、下瀬さんが言われるように、特に(1)があることによって、もうモラル違反も全て政治倫理条例の対象になるんじゃないかということに警鐘を鳴らした意味だと捉えております。これに関しまして、政治倫理条例の改正をすべきではないかという御提言ですので、これにつきまして今の会議規則とかとの整合性というか政治倫理条例の射程については、議会運営の中で協議していこうとは思っております。皆さんから、ありますか。ごめんなさい、私が勝手に言いましたが、もし下瀬さんから、この辺を改正すべきではないかということがあれば、御提案いただければと思います。

下瀬俊夫参考人 この中にも書いていますように、本来、政治倫理審査会がそういう役割があるかどうか分かりませんが、これが適用できるということを決めたわけですから、だったら地方自治法や会議規則との整合性はどうかということも当然考えなきゃいけなかったわけでしょう。それが全く検討されないで、この第4条第1号が適用できるという決定をしちゃったわけですよ。まず、そもそも論が何もされんで、そういう決定をされたというところに非常に懸念が一つありますね。もう一つは、今言ったようにこの政治倫理というのは、あくまで、いわゆる非行、犯罪、不正行為だと。このことがやっぱり問題になっている条例なんだということ、きちんとやっぱりどこかにうたう必要があるんじゃないかというふうに考えています。さっき言ったように、議会外で犯罪行為をしても、そのことによって議員を処分できないんですね、残念ながら。

だから、こういう規定とか条例が必要になってきているということで、これが作られたと。そういう趣旨からすれば、議会内のことはあくまで会議規則、あるいは地方自治法で対応するということと、議会外のことは、実は、これは制限列記ですから、ほかの議会では、もっといろいろなものがあるんですね、規定として。例えば、2親等以上の契約には関わっていけないとかというのがあります。これは裁判にもなりました。そういういろいろな事例が今あって、この範囲内で、いわゆる自制しなさいということになっています。そこら辺の趣旨を、再度皆さんで議論されて、再認識させる必要があるんじゃないかなというふうに考えています。

大井淳一郎委員長 今の意見を参考に、政治倫理条例の改正をする必要があるかどうかも含めて、議会運営委員会で検討していきたいと思います。ほかの皆さんからよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）議長から何かありますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）以上をもちまして閉じますが、参考人の方に一言御礼を申し上げます。本日はお忙しい中本委員会に出席していただき、貴重な御意見を述べていただいたことに関しまして、心から感謝します。頂きました貴重な御意見等は、今後本委員会等での審査や議会運営に十分生かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。それでは本日の議会運営委員会を……（発言する者あり）終わっちゃいけないですね、休憩になりますね。休憩します。御協力ありがとうございました。お疲れ様でした。

午後 2 時 1 7 分 休憩

午後 2 時 1 9 分 再開

大井淳一郎委員長 それでは委員会を再開します。付議事項の2点目です。請願第2号「議会が議員として最低限度の自覚を持つため」の取り組みを求める請願の取下げについてです。資料1を御覧ください。請願者であ

ります樋口晋也様、あるいは紹介議員の森山議員から、請願の取下げの依頼書が議長宛てに出ております。これを受けて、これについては、ここで諮るんじゃなくて本会議で最終的に諮るということによろしいですね。ちょっとその辺の運びを教えてください。

中村議会事務局主査兼議事係長 この取下げが出たことによる今後の動きになります。3の議事日程にも少し関係しますので、一緒に説明します。この請願第2号については、既に11月24日に上程されました。いわゆる議題となりました。そのために、便覧をお持ちであれば96ページになりますが、会議規則第138条第5項にありますので、ちょっと読み上げます。請願者が請願書を撤回しようとするとき、——これが硬い表現ですけど、いわゆる取下げになります——を撤回しようとするときは、会議の議題となる前においては議長の許可を、会議の議題となった後においては、議会の承認を得なければならないとなっております。先ほど申しましたように、24日に上程済みでありますので、本会議での議決が必要となります。そのため、今出た取下げについては議長宛てに出ておりますので、議長から委員長宛てに、もう恐らく、当然ここにあるとおり、取下げが出ているという通知がもう行っているはずですので、3、議事日程として、12月6日の本会議の一般質問の後に、請願第2号の取下げを日程に入れて、議決をしていただけたらという流れになります。以上です。

大井淳一郎委員長 今の流れで、皆さん、確認したいことはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、それで行きたいと思います。それを受けての議事日程案ということですから、これも含めて……（発言する者あり）はい、そうですね、このようになりますので、12月6日の一般質問の後に請願第2号の取下げが日程追加されるという流れです。それでは、4点目のその他です。全員協議会の開催日です。

中村議会事務局主査兼議事係長 4、その他、全員協議会の開催日です。この

今日の議会運営委員会の決定事項を12月6日月曜日、本会議が9時半からになりますので、9時から全協を開いていただいて、議運決定事項の報告をしていただけたらと思います。

大井淳一郎委員長 全員協議会が9時ということで、この辺、会派に持ち帰っていただければと思います。そのほか皆さんから、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）今日の参考人の意見を踏まえての検討については、また次回以降検討していきたいと思います。よろしくお願いします。そのほかについては、随時皆さんから何かありましたら、言っていただければと思います。よろしいですね、皆さん。（「はい」と呼ぶ者あり）議長もよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）事務局もよろしいですか。何か報告はないですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは以上をもちまして、第6回議会運営委員会を閉じます。お疲れ様でした。

午後2時23分 散会

令和3年（2021年）12月3日

議会運営委員長 大井 淳一郎